

帯広市健康生活支援審議会の概要

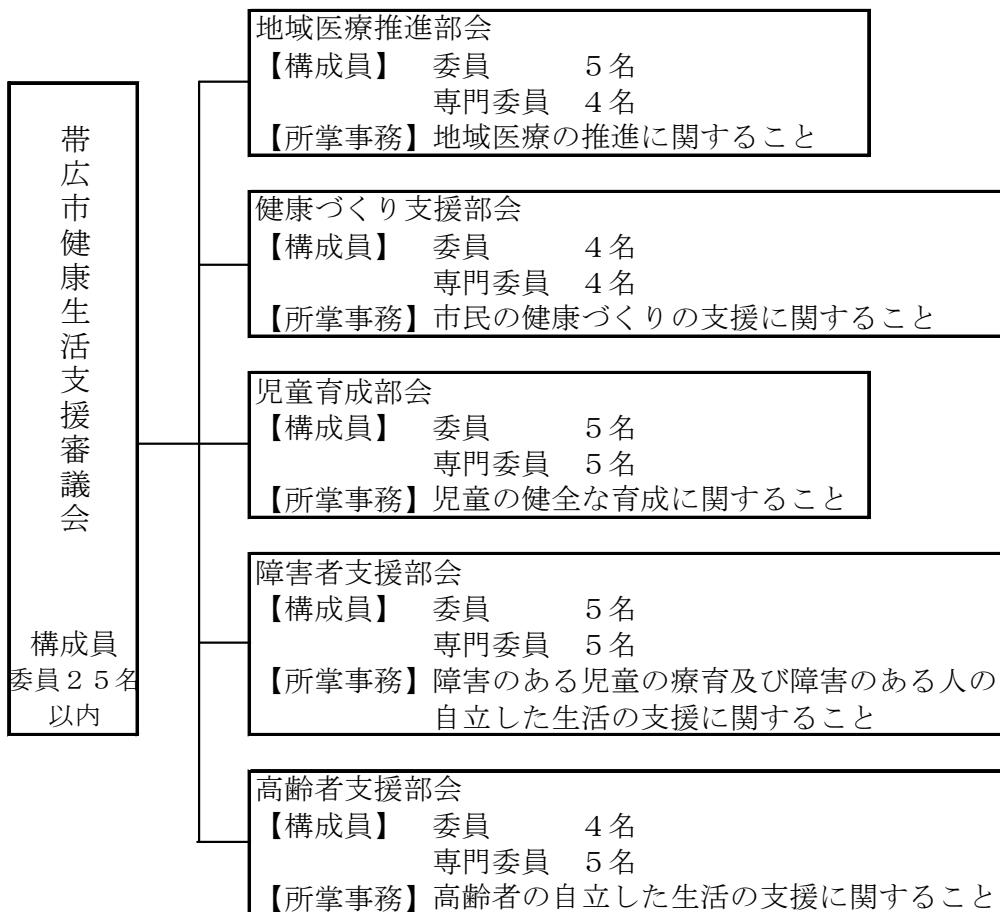
①設置目的

市民、保健・医療・福祉の関係者及び市が協働して、市民の生涯を通じた健康づくりと自立した生活の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市長の附属機関として設置する。

②組織

委員25名以内。審議会に専門部会（専門委員25名以内）を置くことができる。

③構成



(各部会の構成員については、前期の委員数です。)

④任期

委員及び専門委員の任期は2年とする。

任期 平成22年8月25日～平成24年8月24日（第5期）

⑤所掌事務

- ・市長の諮問に応じて、保健・医療・福祉等に関する事項を調査審議し、答申すること。
- ・上記の事項について、調査審議し、市長に意見を述べること。
- ・健康生活支援に関する計画の策定、評価、見直しに関すること。

⑥平成21年度の審議会、専門部会の開催状況

| 区分 | 組織 | 主な審議事項 |
|------|---|--|
| 審議会 | 帯広市健康生活支援審議会 (4回開催) | <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度決算および主要な施策の成果について ・帯広市地域福祉計画（案）について ・第二期帯広市アイヌ施策推進計画（案）について ・平成22年度予算について ・個別評価の点検評価について ・おびひろこども未来プラン（案）について ・第二期帯広市障害者福祉計画（案）について |
| | 地域医療推進部会 (3回開催) | <ul style="list-style-type: none"> ・帯広市新型インフルエンザ対策行動計画（案） ・平成20年度保健事業について ・健康生活支援システム基本計画の進捗状況について ・平成22年度保健・医療事業に係る予算について |
| | 健康づくり支援部会 (2回開催) | <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度保健事業の報告について ・「けんこう帯広21」の進捗状況について ・平成22年度予算について |
| 専門部会 | 児童育成部会 (2回開催) 帯広市青少年問題協議会幹事との合同会議(3回) | <ul style="list-style-type: none"> ・おびひろこども未来プラン（案）について ・第二次帯広市母子保健計画の進捗状況について ・公立保育所の再編基本方向について ・栄・南保育所の民間移管状況について ・平成22年子ども手当等について |
| | 障害者支援部会 (3回開催) | <ul style="list-style-type: none"> ・第二期帯広市障害者計画（案）について ・平成20年度決算について ・平成22年度予算について |
| | 高齢者支援部会 (2回開催) | <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度施策の成果及び決算について ・平成21年度施策の実施状況について ・平成22年の予算について |

⑦健康生活支援審議会の平成22年度の開催予定及び主な審議事項

| 開催時期 | 主な審議事項 |
|-------|---------------------------------|
| 11月下旬 | 個別計画の点検評価について 平成21年度決算について 他 |
| 2月下旬 | 平成23年度予算案について 他 |

帯広市健康生活支援審議会条例

(設置)

第1条 市民、保健・医療・福祉の関係者及び市が協働して、市民の生涯を通じた健康づくりと自立した生活の支援（以下「健康生活支援」という。）に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市長の附属機関として、帯広市健康生活支援審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議し、答申するものとする。

- (1) 地域医療の推進に関すること。
- (2) 市民の健康づくりの支援に関すること。
- (3) 児童の健全な育成に関すること。
- (4) 障害のある児童の療育に関すること。
- (5) 障害のある人の自立した生活の支援に関すること。
- (6) 高齢者の自立した生活の支援に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、健康生活支援に関すること。

2 審議会は、前項各号に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

3 市長は、次に掲げる事項については、審議会の意見を聽かなければならない。

- (1) 健康生活支援に関する計画で規則で定めるものの策定、評価及び見直しに関すること。
- (2) 健康生活支援に関する市の施策に対する苦情、要望等のうち、市長が特に重要と認めたものに関すること。

(組織)

第3条 審議会は、25人以内の委員で組織する。

2 専門の事項を調査審議させるために必要があるときは、審議会に、委員及び25人以内の専門委員で組織する専門部会を置くことができる。

(委員及び専門委員の委嘱)

第4条 委員及び専門委員は、市民及び保健・医療・福祉の関係者の中から市長が委嘱する。

(委員及び専門委員の任期等)

第5条 委員及び専門委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員及び専門委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長それぞれ1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、委員の中から会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員の総数の過半数が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。
- 3 審議会は、委員の総数の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第8条 審議会は、その所掌事務を遂行するために必要があるときは、その議決により、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

第9条 審議会の会議は、公開する。ただし、公開することが適当でないときは、その議決により、会議を非公開とすることができる。

(秘密の保持)

第10条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第11条 この条例に定めるものほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成14年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第3条の規定 平成15年4月1日
- (2) 附則第4条の規定 公布の日

(条例の廃止)

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 帯広市社会福祉審議会条例（昭和48年条例第21号）
- (2) 帯広市地域医療協議会条例（昭和59年条例第7号）

(帯広市介護保険条例の一部改正)

第3条 帯広市介護保険条例（平成12年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条から第6条までを次のように改める。

第2条から第6条まで 削除

(委員の任期の特例)

第4条 従前の帯広市社会福祉審議会の委員である者で、その任期満了の日が施行日以後であるものの任期は、附則第2条の規定による廃止前の帯広市社会福祉審議会条例第4条第1項の規定にかかわらず、施行日の前日に満了する。

- 2 従前の帯広市地域医療協議会の委員である者で、その任期満了の日が施行日以後であるものの任期は、附則第2条の規定による廃止前の帯広市地域医療協議会条例第4条第1項の規定にかかわらず、施行日の前日に満了する。
- 3 従前の帯広市介護保険運営協議会の委員である者で、その任期満了の日が平成15年4月1日以後であるものの任期は、前条の規定による改正前の帯広市介護保険条例第4条第4項の規定にかかわらず、平成15年3月31日に満了する。

帯広市健康生活支援審議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、帯広市健康生活支援審議会条例（平成14年条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める計画)

第2条 条例第2条第3項第1号に規定する規則で定める計画は、次に掲げるものとする。

- (1) 帯広市地域福祉計画
- (2) けんこう帯広21
- (3) おびひろこども未来プラン
- (4) 帯広市障害者計画
- (5) 帯広市障害福祉計画
- (6) 帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- (7) 帯広市アイヌ施策推進計画

(専門部会)

第3条 専門部会は、会長が帯広市健康生活支援審議会（以下「審議会」という。）に諮って設置する。

- 2 専門部会に所属する委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 専門部会に、部会長及び副部会長それぞれ1人を置く。
- 4 部会長は、当該専門部会に所属する委員の中から委員及び専門委員の選挙により定める。
- 5 部会長は、当該専門部会の事務を総理する。
- 6 副部会長は、当該専門部会に所属する委員及び専門委員の中から部会長が指名する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門部会の会議)

第4条 専門部会の会議については、条例第7条から第9条までの規定を準用する。この場合において、条例第7条及び第8条の規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該専門部会に所属する委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

- 2 審議会は、条例第2条に規定する所掌事務の一部を専門部会に委任し、専門部会の議決をもって審議会の議決とみなすことができる。

(報告及び意見陳述)

第5条 部会長は、専門部会の調査審議に係る経過を審議会に報告するものとする。

- 2 部会長は、必要があると認めるときは、他の専門部会に出席し、意見を述べることができる。

(合同専門部会)

第6条 会長は、必要により複数の専門部会をもって合同専門部会を開くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、保健福祉部社会課が行う。ただし、専門部会の庶務は、当該専門部会の所掌事務に關係が深いものとして別に定める課が、保健福祉部社会課の協力を得て行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が 審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年8月1日から施行する。ただし、第2条の規定（第6号に係る部分に限る。）は、平成15年4月1日から施行する。
(規則の廃止)
- 2 帯広市地域医療協議会条例施行規則（昭和59年規則第6号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

帯広市健康生活支援審議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、帯広市健康生活支援審議会条例（平成14年条例第21号。以下「条例」という。）及び帯広市健康生活支援審議会条例施行規則（平成14年規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、帯広市健康生活支援審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門部会の設置)

第2条 審議会に次の表の左欄に掲げる専門部会を置き、その所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 名称 | 所掌事務 |
|-----------|---|
| 地域医療推進部会 | 地域医療の推進に関すること。 |
| 健康づくり支援部会 | 市民の健康づくりの支援に関すること（けんこう帯広21の策定、評価及び見直しに関することを含む。）。 |
| 児童育成部会 | 児童の健全な育成に関すること（おびひろこども未来プランの策定、評価及び見直しに関することを含む。）。 |
| 障害者支援部会 | 障害のある児童の療育及び障害のある人の自立した生活の支援に関すること（帯広市障害者計画及び帯広市障害福祉計画の策定、評価及び見直しに関することを含む。）。 |
| 高齢者支援部会 | 高齢者の自立した生活の支援に関すること（帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定、評価及び見直しに関することを含む。）。 |

(専門部会への委任)

第3条 専門部会の所掌事務のうち、次に掲げるものについては、それぞれの専門部会に委任し、当該専門部会の議決をもって審議会の議決とみなすものとする。

- (1) けんこう帯広21、おびひろこども未来プラン、帯広市障害者計画、帯広市障害福祉計画及び帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定及び評価に関すること。
- (2) それぞれの専門部会の所掌事務に関する市の施策に対する苦情、要望等のうち、市長が特に重要と認めたものに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、審議会の議決により委任することが適當と認めたこと。

(専門部会の庶務)

第4条 次の各号に掲げる専門部会の庶務は、それぞれ当該各号に定める課が、保健福祉部社会課の協力を得て行う。

- (1) 地域医療推進部会 保健福祉部健康推進課
- (2) 健康づくり支援部会 保健福祉部健康推進課
- (3) 児童育成部会 こども未来部こども課及び子育て支援課
- (4) 障害者支援部会 保健福祉部障害福祉課
- (5) 高齢者支援部会 保健福祉部高齢者福祉課及び介護保険課

(会議の招集)

第5条 会長は、条例第7条第1項の規定により会議を招集しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書で委員に通知するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議の議題

2 会長は、前項の規定により通知を行うときは、会議の資料を合わせて送付するように努めるものとする。

第6条 条例第7条第2項の規定により会議の招集を請求しようとする委員は、次に掲げる事項を記載した文書を会長に提出するものとする。

(1) 会議の議題

(2) 招集を求める委員の氏名

(会議の公開)

第7条 会長は、会議を公開している場合において、議事の進行を妨げるおそれがあると認めることは、傍聴者に対して退場その他の事項を命じることができる。

2 会議の資料は、公開する。ただし、公開することが適当でない事項が含まれているときは、審議会の議決により、資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 会議を開催したときは、議事録又は議事要旨を作成し、これを公開する。ただし、議事録を作成した場合において、公開することが適当でない事項が含まれているときは、審議会の議決により、その全部又は一部を非公開とすることができる。

第8条 審議会は、個人の秘密に関する調査審議を行うときは、条例第9条ただし書きの規定により、会議を非公開としなければならない。

2 審議会は、会議の資料又は議事録に個人の秘密に関する事項が含まれているときは、前条第2項ただし書き又は第3項ただし書きの規定により当該資料又は議事録の全部又は一部を非公開としなければならない。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(準用)

第10条 第5条から前条までの規定は、専門部会に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該専門部会に所属する委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成14年8月20日から施行する。ただし、第2条から第4条までの規定（高齢者支援部会に係る部分に限る。）は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年8月25日）

この要領は、平成16年8月25日から施行する。

附 則（平成17年7月27日）

この要領は、平成17年7月27日から施行する。

附 則（平成18年8月25日）

この要領は、平成18年8月25日から施行する。

附 則（平成19年2月28日）

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月26日）

この要領は、平成20年8月25日から施行する。

附 則（平成22年2月24日）

この要領は、平成22年4月1日から施行する。